

平成 25 年兵庫県立大学工学研究科規程第 33 号
兵庫県立大学工学研究科任期制教員再任規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫県公立大学法人教員の任期に関する規程（平成 25 年法人規程第 31 号）に基づき、任期を終える工学研究科教員の再任（再々任を含む）に関して必要な事項を定めるものとする。

(事前評価)

第 2 条 専攻長は、当該専攻において、任期を定めて任用されている教員（以下「任期教員」という。）の事前評価を任期終了日の 1 年前までに行い、評価結果を任期教員および工学研究科長（以下「研究科長」という。）へ報告する。

(申請)

第 3 条 再任を求める任期教員（以下「申請者」という。）は任期終了日の 1 年前までに、研究科長に再任申請を行うことができる。

第 4 条 研究科長は、再任申請があったとき、再任審査委員会（以下「委員会」という。）を組織し、その審査を付託する。

(再任審査委員会)

第 5 条 委員会は専攻長、教員選考委員会常任委員をもって組織する。

2 申請者の所属する専攻の専攻長を委員会の委員長とする。

3 委員長が評価に必要であると認めた場合、他の委員の同意を得て、委員を追加することができる。

4 委員の任期は、申請者の任期終了までとする。

5 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 議決は、出席委員の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

7 委員長は、工学研究科・工学部運営会議の意見を聴いた上で、委員会の審査結果（以下「審査結果」という。）を工学研究科教員会（以下「教授会」という。）へ報告する。

(教授会での審査)

第 6 条 教授会は、前条第 7 項の審査結果を審査する。

2 前項の審査終了後、研究科長は教授会における審査結果（以下「教授会審査結果」という。）を申請者に報告する。

(不服申立て)

第 7 条 申請者は教授会審査結果について、教授会で審査した日を含め 10 日以内に、研究科長に不服を申立てることができる。

2 研究科長は、申請者から不服の申立てがあったとき、再度教授会に審査を付託する。

3 研究科長は、申請者の陳述を教授会において報告し、教授会で審査する。

(理事会への申請又は報告)

第 8 条 研究科長は、第 6 条第 1 項及び第 7 条第 3 項における教授会の審査結果について、教授会の意見を聞いた上で、理事会へ申請又は報告を行う。

(規程の改正)

第9条 この規程の改正は、教授会の意見を聴いた上で研究科長が行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、再任手続に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月18日一部改正)

この規程は平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日一部改正)

この規程は令和3年4月1日から施行する。